

1965年度第27回宜野湾市臨時会会議録

1, 1965年8月9日第27回宜野湾市臨時会を市役所会議室に招集された。

2, 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮
3番	天久盛雄	4番	比安次富盛信
5番	石川真六	6番	仲村春英
7番	稲嶺正康	8番	石田英正
9番	安里安明	10番	又吉弘昇
11番	石川繁得	12番	大川喜敏
13番	伊佐真盛	14番	仲村里幸
15番	伊城盛昌	16番	官里幸盛
17番	伊佐貞寿	18番	中里助光
19番	武島行男	20番	仲村盛光
21番	古波蔵清次郎		

3, 不^招応議員はなし。

4, 出席議員は応招議員と同じである。

5, 欠席議員はなし。

6, 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長職務代理者	松川正義		
総務課長代理者	奥里将弘		
財政課長	奥里将俊	経済課長	伊佐友誠
民生課長	当山全喜	住民課長	仲村春信
水道課長	国吉真義	建設課長	島袋昌兼
消防団長	大城仁幸		

7、 議会事務局職員の出席者は次の通りである。

局長 宮 城 光 雄 書記 島 袋 真 由

8、 議事日程は次の通りである。

日程第1、 会期の決定について

日程第2、 議事録署名議員の指名について

日程第3、 議案第22号 宜野湾市都市計画事業第2地区
土地区域整理事業の施行について

日程第4、 諮問第2号 宜野湾市都市計画事業土地区域整理
施行規程（第2地区について）

日程第5、 諮問第3号 那覇市上水道水管敷改変及び当
市内からの取水拡張計画について

副 長～出席15名欠席であります。市町村自治法第53条により
議会は成立いたしますので只今より第27回臨時会を開催
いたします。（午前10時40分）

副 長～畜休懇致します。（午前10時41分）

副 長～再席致します。（午前11時31分）

副 長～会期については休憩中にお話ししました様に本日1日間
と決定致します。

副 長～次に日程第2議事録署名議員についてお諮り致します。

議長指名と呼ぶ

副 長～議長指名の御発言がありますが御賛成ありませんか。

（賛成なしと呼ぶ）

副 長～御賛成ありませんので指名いたします。8番石田議員と9

7, 議会事務局職員の出席者は次の通りである。

局長 宮城光雄 書記 島袋真由

8, 議事日程は次の通りである。

日程第1, 会期の決定について

日程第2, 議事録署名議員の指名について

日程第3, 議案第22号 宜野湾市都市計画事業第2地区
土地地区画整理事業の施行について

日程第4, 諮問第2号 宜野湾市都市計画事業土地地区画整
理施行規程(第2地区について)

日程第5, 諮問第3号 那覇市上水道水管敷設変更及び当
市内からの取水拡張計画について

副 長～出席15名欠席であります。市町村自治法第53条により
議会は成立いたしますので只今より第27回臨時会を開催
いたします。(午前10時40分)

副 長～暫休憩致します。(午前10時41分)

翻 長～再開致します。(午前11時31分)

副 長～会期については休憩中にお話ししました様に本日1日間
と決定致します。

副 長～次に日程第2議事録署名議員についてお語り致します。

議長指名と呼ぶ

副 長～議長指名の御発言がありますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

副 長～御異議ありませんので指名いたします。8番石田議員と9

番の安里議員にお願い致します。

副 長～日程第3議案第22号 宜野湾市都市計画事業第2地区土地
地区画整理事業の施行についてを上程いたします。

副 長～局長をして朗読せしめます。

副 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長代理～お互いの市における都市計画の多年の懸案でございますが都市計画自体のほとんど70～80%がこの区画整理事業によつて形づけられます。区画整理事業と云うのは都市計
画のほとんどの何がこれによつて解消すると、又都市計の
進ちよと云うのがこの区画整理によつてしほられて行く
と云うふうな都市計画の中での1つの重要な事業でございます
すが、今提案理由にもあります通り去つた12月に政府から
法に基く執行命令を得たと、施行命令を受けますとそれ
に基いて、いわゆる施行の事業体となりまして計画書、そ
れから施行に当つての細部規定いわゆる基本方針等を決定
して次の段階で事業認可の申請を受ける訳であります。が、
ほとんど準備も完了し、相当以前から企画を完了して居り
ますが、諸般の事情で提案の時期を遅れておりますけれど
今回研究を要する議題と、早目にこう云うものを検討して
いち早く本市の都市計画をき道に載せなければいかんといふ
うな趣旨から提案されている訳であります。内容について
先立つても御説明申上げましたが前細部については皆様方
の御質疑にお答えして充分説明申上げたいと思つたので
宜しく御質疑を願います。

議 長～本案に対する質疑を求めます。
暫休憩致します。(午前11時36分)

議 長～再議致します。(午後12時40分)
午前中の日程はこれで終りまして午後は2時から再開いた
します。

番の安里議員にお願い致します。

副 長～日程第3議案第22号 宜野湾市都市計画事業第2地区土
地区画整理事業の施行についてを上程いたします。

副 長～局長をして朗読せしめます。

副 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長代理～お互いの市における都市計画の多年の懸案でございますが都市計画自体のほとんど70～80%がこの区画制理事業によつて形づけられます。区画整理事業と云うのは都市計
画のほとんどの何がこれによつて解消すると、又都計の
進ちよと云うのがこの区画整理によつてしぼられて行くと
云うふうな都市計画の中での1つの重要な事業でございますが、今提案理由にもあります通り去つた12月に政府から法に基く執行命令を得たと、施行命令を受けますとそれ
に基いて、いわゆる施行の事業体となりまして計画書、それ
から施行に当つての細部規定いわゆる基本方針等を設定
して次の段階で事業認可の申請を受ける訳であります。が、
ほとんど準備も完了し、相当以前から企画を完了して居り
ますが、諸般の事情で提案の時期を遅れておりますけれど
今回研究を要する議題と、早目にこう云うものを検討して
いち早く本市の都計をき道に載せなければいかんと云うふ
うな趣旨から提案されている訳であります。内容について
先立つても御説明申し上げましたが尚細部については皆様方
の御質疑にお答えして充分説明申し上げたいと思ひますので
宜しく御審議を願ひます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。
暫休憩致します。(午前11時36分)

議 長～再開致します。(午後12時40分)
午前中の日程はこれで終りまして午後は2時から再開いた
します。

議 長～暫休憩致します。(午後12時41分)

議 長～出席20名であります。只今より午前に引続き午後の会議を開きます。(午後2時25分)
日程第3議案22号宜野湾市都市計画第2地区区画整理事業の施行については午前中に当局の説明と質疑中でございましたので引続き質疑を行います。
暫休憩致します。(午後2時26分)

議 長～再開致します。(午後2時27分)
本案は質疑の段階で継続審議とすることに御異議ありませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議ありませんので議案22号宜野湾市都市計画第2地区区画整理事業については継続審議といたします。

議 長～次は日程第4宜野湾市都市計画事業区画整理施行規程(第2地区)についてを上程いたします。

議 長～一応朗読を省きまして理事者の趣旨説明を求めます。

市長代理～じや説明を申し上げます。この案件も議案22号と関係する案件でございますが、この議案22号の計画が生まれる以前のいわゆる区画整理の施行方法、それからいわゆるこの条文でございませう様にあらゆる角度から、いわゆる区画整理の施行に当つての規程を規定すると、一つのこれが区画整理の基本方針だと本市における都市計画の何はこの規定によつて定められると云う一つの規範事項でございませうので是非議会においても、これからの区画整理をスムーズに進める上においてそういうふうな市としての規範事項と云うものについて十分に周知していただき又あらゆる角度からこの討論をし規範事項を検討してもらふ必要があると云う意味からの提案でございませう。提案のいきさつその何については先の議案で御説明申し上げましたが尚たくさん

議 長～暫休憩致します。(午後12時41分)

議 長～出席20名であります。只今より午前に引続き午後の会議を開きます。(午後2時25分)

日程第3議案22号宜野湾市都市計画第2地区画整理事業の施行については午前中に当局の説明と質疑中でございましたので引続き質疑を行います。

暫休憩致します。(午後2時26分)

議 長～再開致します。(午後2時27分)

本案は質疑の段階で継続審議とすることに御異議ありませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議ありませんので議案22号宜野湾市都市計画第2地区画整理事業については継続審議といたします。

議 長～次は日程第4宜野湾市都市計画事業区画整理施行規程(第2地区)についてを上程いたします。

議 長～一応朗朗を省きまして理事者の趣旨説明を求めます。

市長代理～じや説明を申し上げます。この案件も議案22号と関係する案件でございますが、この議案22号の計画が生まれる以前のいわゆる区画整理の施行方法、それからいわゆるこの条文でございます様にあらゆる角度から、いわゆる区画整理の施行に当つての規範を設定すると、一つのこれが区画整理の基本方針だと本市における都市計画の何はこの規定によつて進められると云う一つの規範事項でございますので是非議会においても、これからの区画整理をスムーズに進める上においてそういうふうな市としての規範事項と云うものについて十分に周知していただきあらゆる角度からこの討議をし規範事項を検討してもらふ必要があると云う意味からの提案でございます。提案のいきさつその他については先の議案で御説明申し上げましたが尚たくさん

の条項に~~股~~がる案件でございますので~~逐~~條的な説明は質疑
にお答え申上げると云うふうにして理由と説明申上げたい
と思いませんのでよろしくお願い申し上げます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時29分)

議 長～再開します。(午後2時30分)

議 長～本案につきましては継続審議にしたいと思いますが御異議
ありませんか。

異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議ありませんので継続審議と致します。

議 長～次は諮問第9号、那覇市上水道専水管敷設変更及び本市内
からの取水拡張計画についてを上程いたします。

議 長～本案に対する理事者の説明を求めます。

市長代理～この案件については、仲村市長在職当時から再三にわた
つて那覇市の方からの申入れがあつた様であります。最近
になつて一応那覇市としては規定方針いわゆる従来計画
をより具体化してある区分区分において施行の手はずも進
つていると又区分によつては手をつけている区分もあると
云うふうな事でも前からこれは話題になつてはいる懸案でござ
いませうがどうしてもこれは市においても一応は行政と云う
立場から本市内に起つた利害関係者の問題と、それに附ア
ルア一して過去の事柄、いろいろそう云つた関係もござい
ましたので是非那覇市の上水道関係、その布設変更が
いま今回の課題それからもう1点は取水拡張、~~逐~~体い
わゆる休ませている水取そう云うものの計画に対応する本市とし
ての基本的な考え或は基本的な政策、そういうものの必
要性に今迫られて居りますので従来からの懸案事項でもあ
りましたし、今回根本的な面を見出してやろうと云う事

の条項に がる案件でございますので、~~並~~条的な説明は質疑にお答え申し上げますと云うふうにして理由と説明申し上げたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時29分)

議 長～再開します。(午後2時30分)

議 長～本案につきましては継続審議にしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議ありませんので継続審議と致します。

議 長～次は諮問第3号、那覇市上水道導水管敷設変更及び当市内からの取水拡張計画についてを上程いたします。

議 長～本案に対する理事者の説明を求めます。

市長代理～この案件については、仲村市長在職当時から再三にわたって那覇市の方からの申入れがあつた様であります。最近になつて一応那覇市としては規定方針いわゆる従来計画をより具体化してある区分区分において施行の手はずも整つていると又区分によつては手をつけている区分もあると云うふうな事で前からこれは話題になつてい懸案でございますがどうしてもこれは市においても一応は行政と云う立場から本市内に起つた利害関係者の問題と、それに尚アルファして過去の事例、いろいろそう云つた関係もございましたので是非那覇市の上水道関係、その布設変更がいま今回の課題それからもう1点は取水拡張、~~並~~休憩いわゆる休ませている水源そう云うものの計画に対応する本市としての基本的な考え或は基本的な折衝、そういったものの必要性に今迫られて居りますので従来からの懸案事項でもありましたし、今回根本的な線を見出してやろうと云う事で

諮問している点であります。内容については先だつての協議会でもいろいろ資料は差上げてございますが、その方の資料も一つ含めまして是非この際一つ基本的な考えをまとめてもらいたいと、そしてよりこれに対する候補に今は受動的でありますか、速にここからこれの解決については積極的に提案する様な決であります、よろしく御審議願います

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時30分)

議 長～再開致します。(午後2時45分)

議 長～諮問3号は質疑の段階で総務審議をすることに御異議ありませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議ありませんので左様決定いたします。

議 長～暫休憩致します。(午後2時46分)

議 長～再開いたします。(午後2時47分)

議 長～日程第3の宜野浦市都市計画事業第2地区土地区画整理事業の施行について、並びに日程第4諮問第2号宜野浦市都市画事業土地区画整理施行規定については総務委員中でありましたが両案を一括議題といたします。

議 長～本両案は経工常任委員会の方に付託することに御異議ありませんか。

異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議ありませんので左様決定いたします。尚書は閉会

諮問している訳であります。内容については先だつての協議会でもいろいろ資料は差上げてございますが、その方の資料も一つ含めまして是非この際一つ基本的な考えをまとめてもらいたいと、そしてよりこれに対する積極に今は受動的でありますか。逆にここからこれの解決については積極的に出来る様な訳であります。よろしく御審議願います

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時30分)

議 長～再開致します。(午後2時45分)

議 長～諮問3号は質疑の段階で継続審議をすることに御異議ありませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議ありませんので左様決定いたします。

議 長～暫休憩致します。(午後2時46分)

議 長～再開いたします。(午後2時47分)

議 長～日程第3の宜野湾市都市計画事業第2地区土地区画整理事業の施行について、並びに日程第4諮問第2号宜野湾市都市区画事業土地区画再整理施行規定については継続審査中でありましたが両案を一括議題といたします。

議 長～本両案は経工常任委員会の方に付託することに御異議ありませんか。

異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議ありませんので左様決定いたします。尚審査は閉会